

第8期 安来市 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

<概要版>

元気・いきいき・健康長寿都市



令和3年3月



島根県 安来市
Yasugi City, Shimane Prefecture

1 計画の策定にあたって

① 計画策定の背景と趣旨

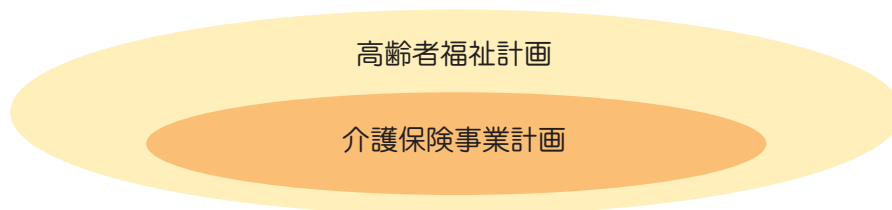
本市はこれまで、高齢者が生きがいを感じ安心して生活を続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者の暮らしを地域全体で支える地域共生社会の確立に向けた取組を進めてきました。

そうした中で、我が国の高齢化率は令和元年時点で 28.4%となっており、今後も団塊の世代全体が 75 歳以上となる令和 7 年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年にかけて、高齢化はますます進展することが見込まれています。

元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、できる限り住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、高齢者福祉及び介護保険事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、『第 8 期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画』を策定します。

② 計画の位置づけ

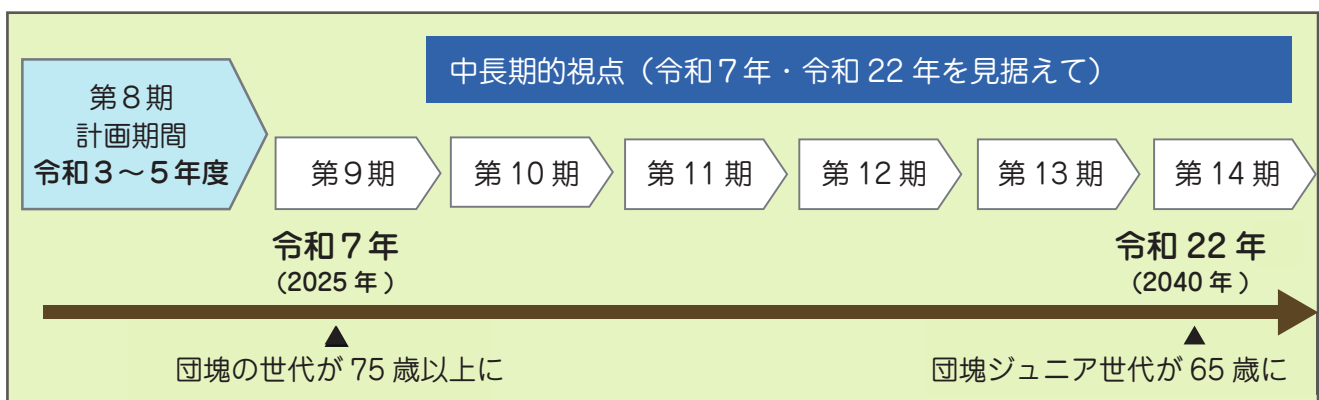
本計画は介護を必要とする高齢者だけでなく、65 歳以上のすべての高齢者等を対象とした、生きがいづくりや日常生活の支援、福祉水準の向上など、高齢者にかかる保健・福祉事業全般を対象とする「高齢者福祉計画」と、介護保険事業を運営するための事業計画である「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。



③ 計画の期間

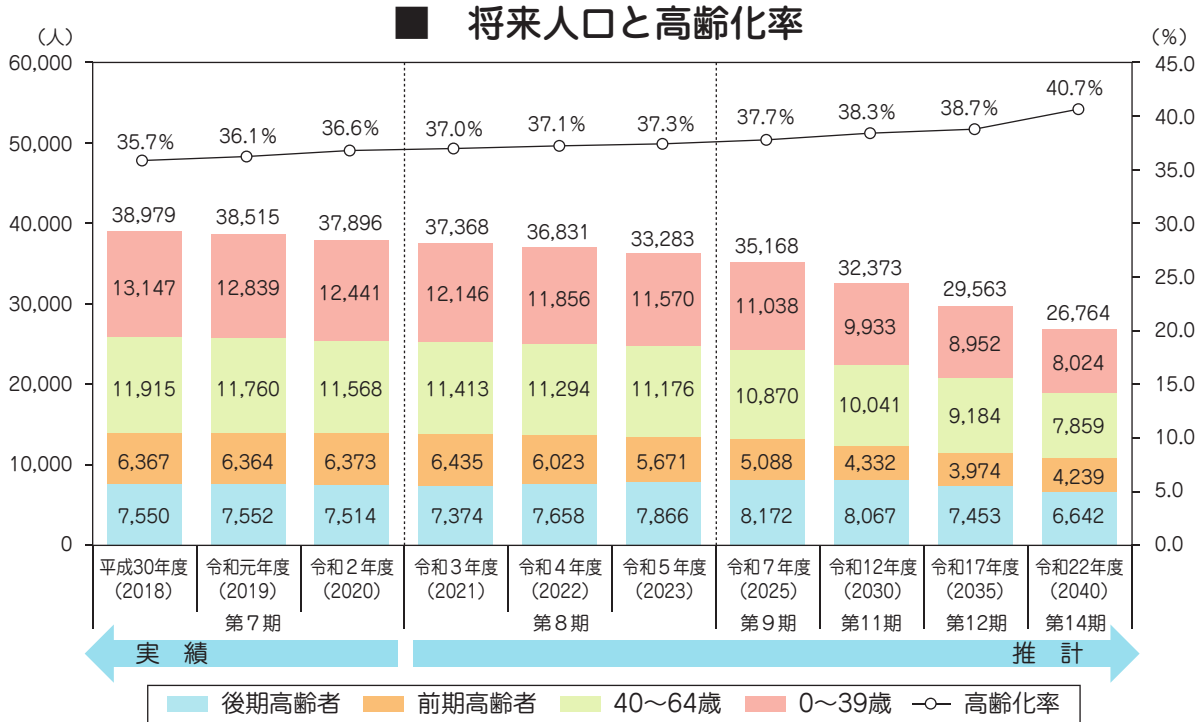
この計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間となります。

ただし本計画は、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年や、現役世代の急減が想定される令和 22 年を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。



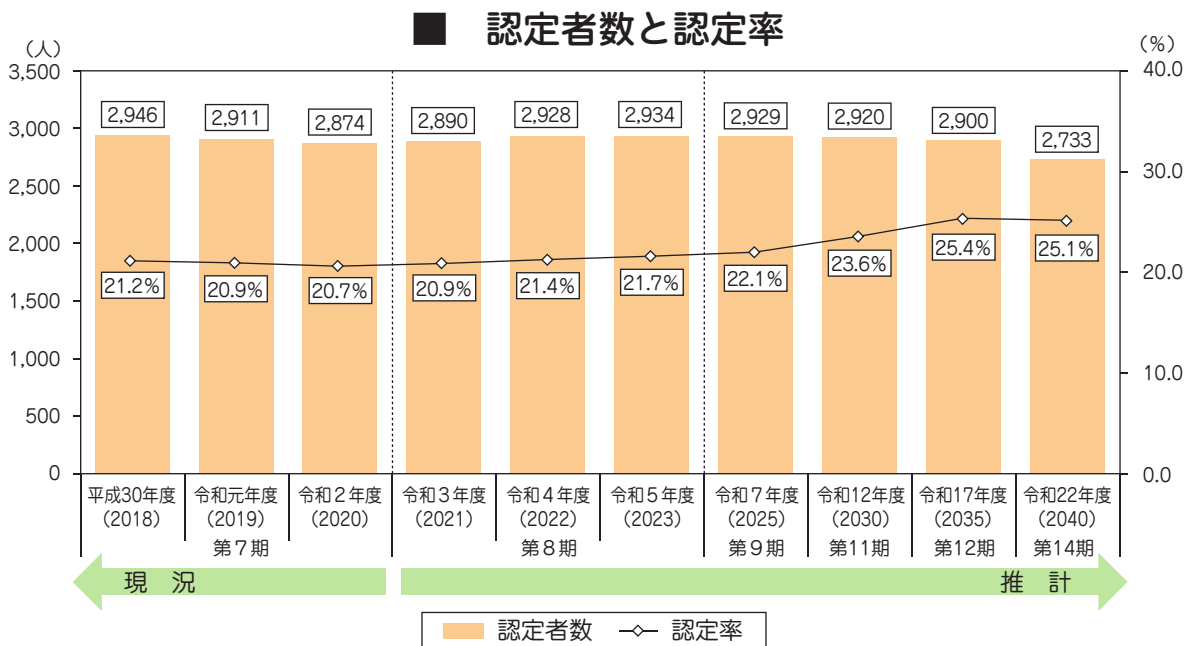
2 人口と認定者数の見込み

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）については、平成30年度以降は減少しており、令和7年度には13,260人に減少する見込みですが、総人口の減少に伴い、高齢化率については37.7%、令和22年度には40.7%まで上昇することが想定されます。



※住民基本台帳（各年度10月1日）データを用いて、コーホート変化率法により推計

認定者数については令和2年度の2,874人から、令和5年度頃にかけて増加し、以降は緩やかな減少に転じ、令和22年度には2,733人となる見込みですが、認定率については、令和2年度の20.7%から、令和22年度には25.1%となる見込みです。



※介護保険事業状況報告（各年9月末現在）データを用いた地域包括ケア「見える化」システムによる自然体推計
 ※認定率は第1号被保険者数に対する比率



3 計画の基本的な考え方

「第2次安来市総合計画」における将来像「人が集い 未来を拓く ものづくりと文化のまち」や、その実現に向けた5つの基本理念を踏まえて、前計画においては「元気・いきいき・健康長寿都市」を基本理念として設定し、その実現に向けた取組を進めてきました。

本計画においても、こうした方向性を継承し、計画の基本理念を「元気・いきいき・健康長寿都市」とします。

また、その実現に向けては4つの基本目標を設定し、これに基づく多様な施策を展開するとともに、安来市における「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組んでいきます。

基本理念

元気・いきいき・健康長寿都市

地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据え、基本目標に基づく多様な施策・事業を再整理し、安来市における「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組む



4つの基本目標

- ◆ 地域包括ケア体制の構築 ◆
- ◆ いきいき元気生活の実現 ◆
- ◆ 尊厳のある暮らしの確保 ◆
- ◆ 安心して暮らせるまちづくりの推進 ◆

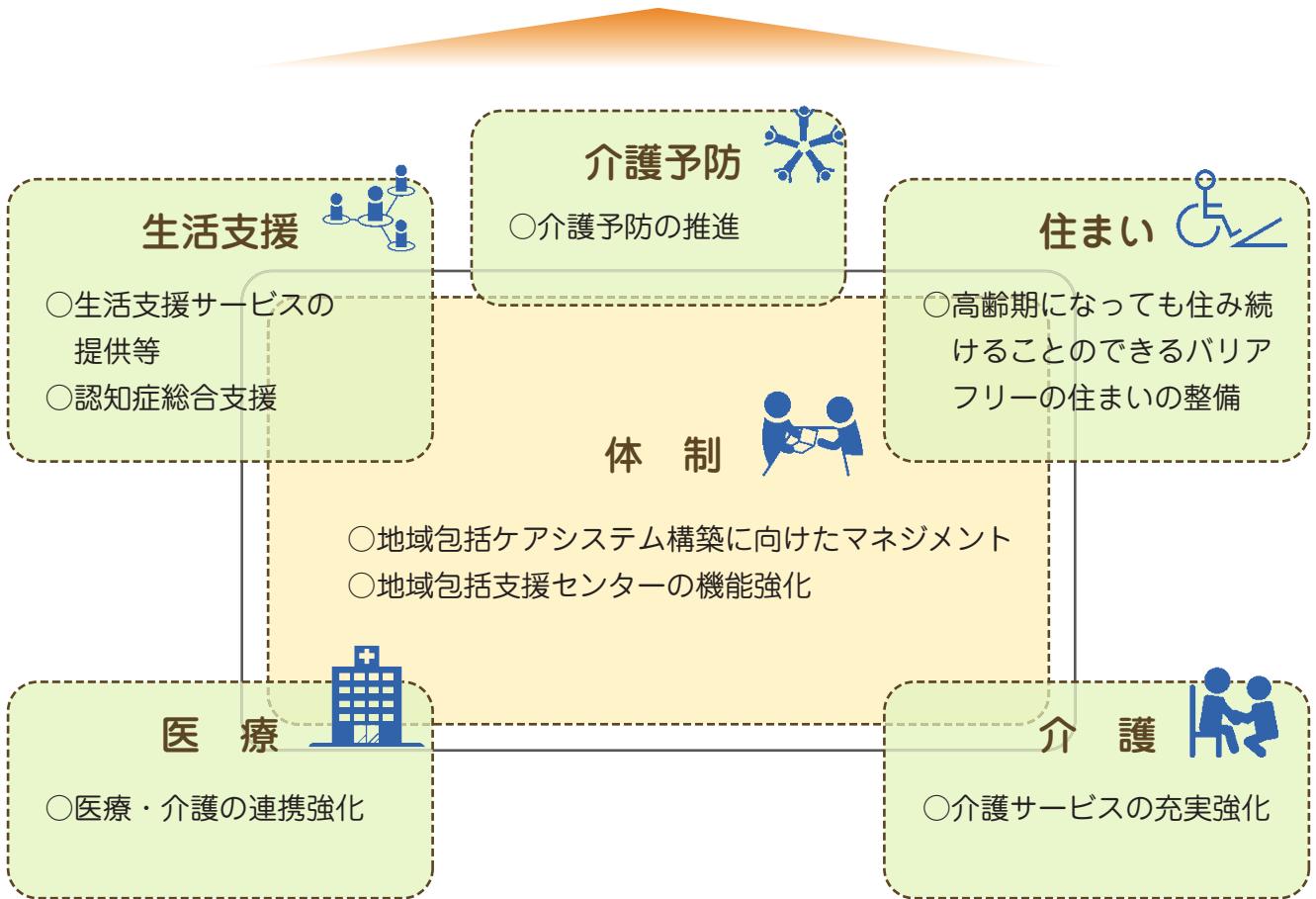
基本目標に基づき多様な施策を展開



4 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市における地域包括ケアシステムは、「体制」「介護予防」「生活支援」「住まい」「介護」「医療」の6つの枠組みで構築・充実し、住み慣れた地域での暮らしの継続につなげていきます。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち



★地域包括支援センターとは

- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関です。
- 高齢者の尊厳と生活の質（QOL）の向上、自立支援を守るための効果的な介護予防を推進するため、地域ケア推進会議や地域ケア会議（個別・校区别）を通し、地域課題の把握、解決方法等を検討、多職種連携のケアマネジメント支援を行っています。
- 本市では、地域包括支援センターを1カ所、サブセンターを2カ所設置し3つの日常生活圏域をカバーするとともに、携帯電話等による24時間365日相談を受ける体制を整備しています。



5 基本目標に基づく施策の展開

① 地域包括ケア体制の構築

地域共生社会の実現が求められる中で、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの中核機関である、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

また、地域包括支援センターを中心に、医療・介護をはじめ、地域の多様な主体間の連携や、見守り・支え合いの仕組みづくりに取り組み、地域の実情にあった地域包括ケアシステムの深化・推進につなげます。

●施策

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 地域ネットワークの構築
- 3 在宅医療・介護の連携強化

【第8期計画における主な取組：重層的支援体制の整備】

地域共生社会の実現に向けて、子ども・子育て、障がい者支援、介護、生活困窮など、属性や分野を超えた包括的な相談支援等の重層的支援体制の整備や意識醸成が求められている中で、これまで進めてきた「断らない相談支援」を念頭に置いた「高齢者まるごと相談」等の取組を活用し、多機関連携による重層的な支援体制の整備を推進します。

② いきいき元気生活の実現

だれもが健康寿命を延ばし、高齢になっても元気に過ごせるように、要介護へ移行する中間の段階であるフレイルの予防や、介護の重度化の抑制を含めた総合的な健康づくりを推進します。

また、豊かな経験を有する高齢者が、就労も含めた多様な活動に積極的に参加し、いきいきとした高齢期を過ごせるよう、社会参加の仕組みづくりに取り組みます。

●施策

- 1 総合的な健康づくりの推進
- 2 介護予防の推進
- 3 社会参加の促進

【第8期計画における主な取組：住民主体の通いの場の拡充】

国や県の交付金等の活用も視野に、科学的な根拠に基づく本格的な住民運営の通いの場として「こけないからだ体操」を政策的に拡充し、健康寿命の延伸を図ります。併せて、その普及推進、指導、体力測定、データ分析を行うリハビリ専門職等の配置について検討を進めます。



③ 尊厳のある暮らしの確保

今後も増加が見込まれる認知症高齢者やその家族等への支援の充実を図るとともに、広く住民の認知症への理解に向けた広報・啓発を推進します。

また、虐待の防止や権利擁護の推進に取り組み、だれもが尊厳のある暮らしを実現できる地域づくりにつなげます。

●施策

- 1 認知症支援体制の構築
- 2 高齢者虐待の防止
- 3 権利擁護の推進

【第8期計画における主な取組：ネットワーク機能の強化】

地域住民の認知症への理解と支援体制の整備を進めるとともに、認知症サポーター養成講座の実施を学校、民間企業や自治会へ啓発していきます。

高齢者見守りネットワークの構築に努め、地域で認知症の人が安心して過ごせる見守り体制を整備していきます。

④ 安心して暮らせるまちづくりの推進

住み慣れた地域における高齢期の自立した暮らしを支えるとともに、介護離職ゼロの実現に向けて、基盤となる介護保険事業の円滑な運営や移動支援等の生活支援サービスの充実に取り組みます。

また、自然災害や感染症等への不安が広がる中でも、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように、災害・交通安全・防犯対策を進めます。

●施策

- 1 介護保険事業の円滑な運営
- 2 生活支援サービスの充実
- 3 安全・安心な環境づくり

【第8期計画における主な取組：介護人材の確保・定着対策】

「介護福祉士人材確保のための修学資金制度」「安来市介護人材育成支援事業」「介護の入門的研修」「福祉・保育のお仕事相談会」など、島根総合福祉専門学校や関係機関、事業所と連携・協働しながら、人員確保・定着対策を進めます。

介護現場における業務仕分けや文書負担軽減等の業務改善を進めるとともに、こうした取組による介護現場の改善状況について周知を進める等、イメージの刷新を図り、人材の確保につなげます。



6 第8期の介護保険料

第8期（令和3～5年度）の介護保険料に影響する主な要素

- ◆第7期と比べ介護保険サービスの利用が想定される要介護認定者数の増加が見込まれる
- ◆計画期間中の地域密着型サービス整備によるサービス利用増が見込まれる
- ◆介護離職ゼロ対策によるサービス利用増が見込まれる
- ◆介護報酬改定に伴い総給付費が増加
- ◆所得段階の区分の変更に伴い、一部の方は基準額に対する割合がこれまでより低い区分へ移行する

こうした要素により、第8期（令和3～5年度）の介護保険料の基準月額（第5段階）はこれまでから300円増額の6,300円（年額75,600円）となります。

（単位：円）

所得段階	課税区分等		基準額に対する割合	保険料		
				月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	0.25	1,575	18,900	
第2段階						生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第3段階						
第4段階	本人が住民税非課税	世帯課税	0.70	4,410	52,920	
第5段階						本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第6段階	本人が住民税課税		0.90	5,670	68,040	
第7段階						本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第8段階						本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超
第9段階						本人の合計所得金額が60万円未満
第10段階						本人の合計所得金額が60万円以上120万円未満
第11段階						本人の合計所得金額が120万円以上165万円未満
第12段階	本人の合計所得金額が120万円以上165万円未満					
第13段階	本人の合計所得金額が165万円以上210万円未満					
第14段階	本人の合計所得金額が165万円以上210万円未満					
第15段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満					
第16段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満					
第17段階	本人の合計所得金額が320万円以上					
第18段階	本人の合計所得金額が320万円以上					

※第1～3段階の基準額に対する割合及び保険料は、公費による軽減措置後の内容を掲載しています

第8期安来市
高齢者福祉計画
介護保険事業計画（概要版）
発行日：令和3年3月

発行／安来市
編集／健康福祉部 介護保険課
〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1
（安来市健康福祉センター2階）
TEL：0854-23-3297